

非営利法人委員会研究報告第 28 号「公益法人・一般法人の収支計算書に対する監査に関する研究報告」の改正について

2022 年 4 月 14 日

日本公認会計士協会

新	旧
非営利法人委員会研究報告第 28 号	非営利法人委員会研究報告第 28 号
公益法人・一般法人の収支計算書に対する監査に関する研究報告	公益法人・一般法人の収支計算書に対する監査に関する研究報告
2016 年 1 月 26 日 改正 2020 年 4 月 9 日 最終改正 2022 年 4 月 14 日 日本公認会計士協会	2016 年 1 月 26 日 改正 2020 年 4 月 9 日 日本公認会計士協会
項番号	項番号
I 本研究報告の適用範囲	I 本研究報告の適用範囲
1. 適用範囲 1	1. 適用範囲 1
2. 背景	2. 背景
(1) 収支計算書に対するニーズ 4	(1) 収支計算書に対するニーズ 4
(2) 収支計算書の作成と監査 10	(2) 収支計算書の作成と監査 10
II 収支計算書に対する監査	II 収支計算書に対する監査
1. 適用される財務報告の枠組みの受入可能性 15	1. 適用される財務報告の枠組みの受入可能性 14
2. 収支計算書の財務報告の枠組み 17	2. 収支計算書の財務報告の枠組み 16
3. 収支計算書の予算額 19	3. 収支計算書の予算額 18
4. 適正表示の枠組みと準拠性の枠組み 21	4. 適正表示の枠組みと準拠性の枠組み 20
5. 適用する監査基準委員会報告書 22	5. 適用する監査基準委員会報告書 21
6. 適用される財務報告の枠組みの記述 24	6. 適用される財務報告の枠組みの記述 23
7. 収支計算書作成の基礎 26	7. 収支計算書作成の基礎 25
8. 監査報告書の配布又は利用制限 27	8. 監査報告書の配布又は利用制限 26
9. 監査報告書におけるその他の事項区分 29	9. 監査報告書におけるその他の事項区分 28
10. 収支計算書に対する意見の表明 30	10. 収支計算書に対する意見の表明 29
11. 収支計算書に対する監査のみを行う場合 32	11. 収支計算書に対する監査のみを行う場合 31
III 監査報告書の文例 33	III 監査報告書の文例 32
IV 収支計算書の表示チェックリスト 34	IV 収支計算書の表示チェックリスト 33

新	旧
<p>《Ⅰ 本研究報告の適用範囲》 《1. 適用範囲》 (省 略)</p> <p>《2. 背景》 《(1) 収支計算書に対するニーズ》 (省 略)</p> <p>《(2) 収支計算書の作成と監査》 《① これまでの経緯》 (省 略)</p> <p>《② 公益法人・一般法人における収支計算書》 (省 略)</p>	<p>《Ⅰ 本研究報告の適用範囲》 《1. 適用範囲》 (省 略)</p> <p>《2. 背景》 《(1) 収支計算書に対するニーズ》 (省 略)</p> <p>《(2) 収支計算書の作成と監査》 《① これまでの経緯》 (省 略)</p> <p>《② 公益法人・一般法人における収支計算書》 (省 略)</p>
<p>13. 収支計算書は、特定の会計基準や法令等により作成が求められるものではなく、予算管理などの内部管理上の理由等により法人が自主的に作成するものである。そのため、一般目的の財務諸表監査の対象となるものではない。</p> <p><u>14. 監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」(以下「監基報720」という。)において、「特定の利害関係者グループの情報ニーズを満たすために作成された報告書や、特定の規制による報告要請に準拠するために作成された報告書は、外部に公表されとしても、その性質、目的、内容において年次報告書とは異なる。これらの文書は、単一の文書として発行された場合、通常、法令等又は慣行に基づく年次報告書の一部を構成する文書に該当せず、したがって、本報告書の対象となるその他の記載内容には該当しない」旨の記載がなされている。収支計算書が法人内での予算管理目的や資金収支に関する情報について社員、理事及び監事などの特定の利用者のニーズに対応するために作成され、単一の文書として発行される場合には、収支計算書は、法令等又は慣行に基づく年次報告書の一部を構成する文書に該当しないと考えられる。</u></p>	<p>13. 収支計算書は、特定の会計基準で作成が求められているものではなく、また、法令により作成が求められるものではない。そのため、予算管理などの内部管理上の理由等により法人が自主的に作成するものであり、一般目的の財務諸表監査の対象となるものではない。</p>
<p>《Ⅱ 収支計算書に対する監査》 《1. 適用される財務報告の枠組みの受入可能性》 15. 収支計算書は、完全な一組の財務諸表を構成するものではなく、法人の活動のうち、収支の状況という特定の側面のみを対象として作成されるものであり、「個別の財務表」と考えられる。</p>	<p>《Ⅱ 収支計算書に対する監査》 《1. 適用される財務報告の枠組みの受入可能性》 14. 収支計算書は、完全な一組の財務諸表を構成するものではなく、法人の活動のうち、収支の状況という特定の側面のみを対象として作成されるものであり、「個別の財務表」と考えられる。</p>

新	旧
<p>16. 監査人は、監査基準委員会報告書 210「監査業務の契約条件の合意」第4項(1)に従い、財務諸表の作成において適用される財務報告の枠組みが受入可能なものであるかどうかを判断することが求められている。個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査の場合、受入可能性の検討に当たり、監査人は、当該財務報告の枠組みを適用することにより、想定利用者が、個別の財務表又は財務諸表項目等により提供される情報、及び重要な取引や会計事象がその情報に及ぼす影響を理解できるような適切な開示が提供されるかどうかを判断しなければならないとされている(監基報 805 第7項)。収支計算書は、財務諸表に含まれておらず、広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された枠組みがなく、社員、理事及び監事などの特定の利用者の収支計算に対するニーズに対応するために作成されるものであることから、特別目的の財務報告の枠組みに分類されるため、特に、監査人は、以下について理解しなければならないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収支計算書の作成目的 ・ 想定利用者 ・ 適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであると判断するために理事者が行った検討内容 <p>《2. 収支計算書の財務報告の枠組み》</p> <p>17. 財務報告の枠組みとは、保証業務の概念的枠組みにおける主題を評価又は測定するための規準であるが、財務諸表がいずれの枠組みに準拠して作成されるかにより分類される。</p> <p>18. 平成 20 年基準では、収支計算書の作成に関する基準についての記載はされていない。そのため、法人が財務報告の枠組みとして収支計算書の作成に関する基準を独自に法人の内部規程等で定めておく必要があり、内部規程等での定めがなければ、監査人は受入可能性を判断することはできない。</p> <p>なお、収支計算書の作成に関する基準をどのように内部規程等に定める必要があるかであるが、「内部管理事項」に記載されていた項目を踏まえ、少なくとも以下について定めておく必要があると考えられる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 資金の範囲 ② 収支計算書は、当該事業年度における全ての収入及び支出の内容を明瞭に表示するものでなければならない。 ③ 収支計算書の科目は、別表に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。 ④ 収支計算書は、収支の予算額と決算額とを対比して表示しなければならない。 ⑤ 収支計算書は、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分するものとする。 ⑥ 収支計算書は、様式に準じ作成するものとする。会計区分別の収支が必要な場合には、会計区分別の内訳表を併せて作成するものとする。 </div>	<p>15. 監査人は、監査基準委員会報告書 210「監査業務の契約条件の合意」第4項(1)に従い、財務諸表の作成において適用される財務報告の枠組みが受入可能なものであるかどうかを判断することが求められている。個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査の場合、受入可能性の検討に当たり、監査人は、当該財務報告の枠組みを適用することにより、想定利用者が、個別の財務表又は財務諸表項目等により提供される情報、及び重要な取引や会計事象がその情報に及ぼす影響を理解できるような適切な開示が提供されるかどうかを判断しなければならないとされている(監基報 805 第7項)。収支計算書は、財務諸表に含まれておらず、広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された枠組みがなく、社員、理事及び監事などの特定の利用者の収支計算に対するニーズに対応するために作成されるものであることから、特別目的の財務報告の枠組みに分類されるため、特に、監査人は、以下について理解しなければならないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収支計算書の作成目的 ・ 想定利用者 ・ 適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであると判断するために理事者が行った検討内容 <p>《2. 収支計算書の財務報告の枠組み》</p> <p>16. 財務報告の枠組みとは、保証業務の概念的枠組みにおける主題を評価又は測定するための規準であるが、財務諸表がいずれの枠組みに準拠して作成されるかにより分類される。</p> <p>17. 平成 20 年基準では、収支計算書の作成に関する基準についての記載はされていない。そのため、法人が財務報告の枠組みとして収支計算書の作成に関する基準を独自に法人の内部規程等で定めておく必要があり、内部規程等での定めがなければ、監査人は受入可能性を判断することはできない。</p> <p>なお、収支計算書の作成に関する基準をどのように内部規程等に定める必要があるかであるが、「内部管理事項」に記載されていた項目を踏まえ、少なくとも以下について定めておく必要があると考えられる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 資金の範囲 ② 収支計算書は、当該事業年度における全ての収入及び支出の内容を明瞭に表示するものでなければならない。 ③ 収支計算書の科目は、別表に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。 ④ 収支計算書は、収支の予算額と決算額とを対比して表示しなければならない。 ⑤ 収支計算書は、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分するものとする。 ⑥ 収支計算書は、様式に準じ作成するものとする。会計区分別の収支が必要な場合には、会計区分別の内訳表を併せて作成するものとする。 </div>

新	旧
<p>⑦ 収支計算書には、次の事項を注記するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 財務報告の枠組み ロ 資金の範囲 ハ 資金の範囲を変更したときは、その旨及び当該変更による影響額 ニ その他法人の収支の状況を明らかにするために必要な事項 <p>⑧ 収支計算書に係る科目及び取扱要領、並びに収支計算書の様式は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 別表 収支計算書に係る科目及び取扱要領 様式 収支計算書の様式 <p>また、法人が平成 20 年基準に基づく正味財産増減計算書内訳表の会計及び事業区分に対応した収支計算書内訳表や特別目的の会計又は事業区分を設けた収支計算書内訳表を作成している場合は、内訳表の様式や内部取引の処理方法を内部規程等に定めておく必要がある。</p> <p>《3. 収支計算書の予算額》</p> <p>19. 収支計算書を理事会等が決算の報告や日々の内部管理目的のために作成する場合には、年度予算との対比や予算の執行状況を把握することが目的と考えられるため、収支計算書は予算と決算額を対比する様式で作成されることになる。</p> <p>20. 収支計算書に記載される予算は、実績と比較するために記載されるものであることから、最終の収支予算書と一致しているかを確認することになる。</p> <p>《4. 適正表示の枠組みと準拠性の枠組み》</p> <p>21. 監査基準委員会研究報告第 3 号「監査基準委員会報告書 800 及び 805 に係る Q & A」（以下「監基研第 3 号」という。）の Q16 では「個別の財務表に適用される財務報告の枠組みを適正表示の枠組みと取り扱うことができる場合は、完全な一組の財務諸表を規定する一般目的の適正表示の財務報告の枠組みにおいて求められる個別の財務表に関連する全ての要求事項を遵守すること、及び財務表の適正表示を達成するための追加開示の必要性の検討が行われることが求められている場合等に限定される。」とされている。</p> <p>これを収支計算書に当てはめると、内部規程等は各法人が策定するものであり、一般的には法人関係者のニーズを満たすように表示及び注記事項を定めたものとなっていることから、追加開示の規定を設けたり、追加開示の必要性の検討を行ったりすることは想定しにくいいため、当該枠組みは適正表示の枠組みとして取り扱うことはできず、準拠性の枠組みに該当すると考えられる。</p>	<p>⑦ 収支計算書には、次の事項を注記するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 財務報告の枠組み ロ 資金の範囲 ハ 資金の範囲を変更したときは、その旨及び当該変更による影響額 ニ その他法人の収支の状況を明らかにするために必要な事項 <p>⑧ 収支計算書に係る科目及び取扱要領、並びに収支計算書の様式は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 別表 収支計算書に係る科目及び取扱要領 様式 収支計算書の様式 <p>また、法人が平成 20 年基準に基づく正味財産増減計算書内訳表の会計及び事業区分に対応した収支計算書内訳表や特別目的の会計又は事業区分を設けた収支計算書内訳表を作成している場合は、内訳表の様式や内部取引の処理方法を内部規程等に定めておく必要がある。</p> <p>《3. 収支計算書の予算額》</p> <p>18. 収支計算書を理事会等が決算の報告や日々の内部管理目的のために作成する場合には、年度予算との対比や予算の執行状況を把握することが目的と考えられるため、収支計算書は予算と決算額を対比する様式で作成されることになる。</p> <p>19. 収支計算書に記載される予算は、実績と比較するために記載されるものであることから、最終の収支予算書と一致しているかを確認することになる。</p> <p>《4. 適正表示の枠組みと準拠性の枠組み》</p> <p>20. 監査基準委員会研究報告第 3 号「監査基準委員会報告書 800 及び 805 に係る Q & A」（以下「監基研第 3 号」という。）の Q16 では「個別の財務表に適用される財務報告の枠組みを適正表示の枠組みと取り扱うことができる場合は、完全な一組の財務諸表を規定する一般目的の適正表示の財務報告の枠組みにおいて求められる個別の財務表に関連する全ての要求事項を遵守すること、及び財務表の適正表示を達成するための追加開示の必要性の検討が行われることが求められている場合等に限定される。」とされている。</p> <p>これを収支計算書に当てはめると、内部規程等は各法人が策定するものであり、一般的には法人関係者のニーズを満たすように表示及び注記事項を定めたものとなっていることから、追加開示の規定を設けたり、追加開示の必要性の検討を行ったりすることは想定しにくいいため、当該枠組みは適正表示の枠組みとして取り扱うことはできず、準拠性の枠組みに該当すると考えられる。</p>

新	旧
<p>《5. 適用する監査基準委員会報告書》</p> <p>22. 特別目的の財務報告の枠組みであっても、監査人は、財務諸表に全体として重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て監査意見を表明することに何ら変わることはない。</p> <p>そのため、特別目的の財務報告の枠組みに準拠した個別の財務表の監査であっても、監査人は、監基報 200 から 監基報 720 及び監査基準委員会報告書 900「監査人の交代」のうち、個別の監査業務に関連する監査基準委員会報告書は全て遵守することが求められる。</p> <p>加えて、特別目的の財務諸表監査の場合は監基報 800、個別の財務表又は財務諸表項目等の監査の場合は監基報 805 が、他の監査基準委員会報告書を適用する際に特に考慮すべき事項についての実務上の指針を提供しており、これらを併せて適用することになる。</p> <p>23. 完全な一組の財務諸表である法人の財務諸表等に対する監査と同一の監査人が、収支計算書に対する監査を行う場合において、収支計算書が完全な一組の財務諸表の基礎となる会計帳簿及びその他の情報に基づき作成されることから、財務諸表等の監査と収支計算書の監査を一体として実施することになるため、監査プロセスにおけるリスク評価やリスク対応手続の立案と実施などを同時に検討することも可能である。</p> <p>《6. 適用される財務報告の枠組みの記述》</p> <p>24. 監査人は、財務諸表において、適用される財務報告の枠組みについて適切に記述されているかどうかを評価しなければならないとされている（監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（以下「監基報 700」という。）第 13 項）。</p> <p>25. 収支計算書の監査の場合、監査人は監査報告書において以下の事項を併せて記載しなければならないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収支計算書の作成目的及び想定利用者又はこれらの情報について記載している収支計算書の注記への参照 ・ 理事者が、収支計算書の作成において財務報告の枠組みの選択肢を有する場合、収支計算書に対する理事者の責任の区分において、理事者は適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであることを判断する責任を有する旨 <p>《7. 収支計算書作成の基礎》</p> <p>26. 特別目的の財務諸表に対する監査報告書には、監査報告書の利用者の注意を喚起するため、「強調事項」区分を設け、財務諸表は特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されており、したがって、他の目的には適合しないことがある旨を記載することが求められている（監基報 800 第 13 項）。</p>	<p>《5. 適用する監査基準委員会報告書》</p> <p>21. 特別目的の財務報告の枠組みであっても、監査人は、財務諸表に全体として重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て監査意見を表明することに何ら変わることはない。</p> <p>そのため、特別目的の財務報告の枠組みに準拠した個別の財務表の監査であっても、監査人は、監基報 200 から 監査基準委員会報告書 720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」 及び監査基準委員会報告書 900「監査人の交代」のうち、個別の監査業務に関連する監査基準委員会報告書は全て遵守することが求められる。</p> <p>加えて、特別目的の財務諸表監査の場合は監基報 800、個別の財務表又は財務諸表項目等の監査の場合は監基報 805 が、他の監査基準委員会報告書を適用する際に特に考慮すべき事項についての実務上の指針を提供しており、これらを併せて適用することになる。</p> <p>22. 完全な一組の財務諸表である法人の財務諸表等に対する監査と同一の監査人が、収支計算書に対する監査を行う場合において、収支計算書が完全な一組の財務諸表の基礎となる会計帳簿及びその他の情報に基づき作成されることから、財務諸表等の監査と収支計算書の監査を一体として実施することになるため、監査プロセスにおけるリスク評価やリスク対応手続の立案と実施などを同時に検討することも可能である。</p> <p>《6. 適用される財務報告の枠組みの記述》</p> <p>23. 監査人は、財務諸表において、適用される財務報告の枠組みについて適切に記述されているかどうかを評価しなければならないとされている（監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（以下「監基報 700」という。）第 13 項）。</p> <p>24. 収支計算書の監査の場合、監査人は監査報告書において以下の事項を併せて記載しなければならないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収支計算書の作成目的及び想定利用者又はこれらの情報について記載している収支計算書の注記への参照 ・ 理事者が、収支計算書の作成において財務報告の枠組みの選択肢を有する場合、収支計算書に対する理事者の責任の区分において、理事者は適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであることを判断する責任を有する旨 <p>《7. 収支計算書作成の基礎》</p> <p>25. 特別目的の財務諸表に対する監査報告書には、監査報告書の利用者の注意を喚起するため、「強調事項」区分を設け、財務諸表は特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されており、したがって、他の目的には適合しないことがある旨を記載することが求められている（監基報 800 第 13 項）。</p>

新	旧
<p>《8. 監査報告書の配布又は利用制限》</p> <p>27. 財務諸表が特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されていることについての注意喚起に加えて、監査報告書が特定の利用者のみを想定しており、監査報告書に配布又は利用の制限を付すことが適切であると判断する場合には、適切な見出しを付してその旨を記載することが求められている（監基報 800 第 14 項）。</p> <p>28. 特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された収支計算書及びその監査報告書が、特定の利用者以外に配布又は利用された場合には、誤解を招くことがある。収支計算書は、飽くまでも内部管理のために作成されるものであり、他の目的には適合しないことがある旨の注意喚起だけでは、利用者の誤解を十分に回避できないと判断した場合には、配布又は利用制限を付すことが適切と判断することがある。</p> <p>《9. 監査報告書におけるその他の事項区分》</p> <p>29. 監査人が、一般目的の財務報告の枠組みに準拠して公益法人・一般法人が作成した同一事業年度の財務諸表に対しても監査報告書を発行している場合には、その旨を記載することがある。</p> <p>《10. 収支計算書に対する意見の表明》</p> <p>30. 法人の完全な一組の財務諸表である財務諸表等に対する監査に加え、収支計算書の監査を行う場合においては、財務諸表等に対する意見が否定的意見又は意見不表明である場合、収支計算書に対する監査意見の形成に当たり、留意することが重要である。</p> <p>31. 監基報 805 第 16 項及び監基研第 3 号 Q20 では、監査人は、完全な一組の財務諸表全体に対して否定的意見を表明する、又は意見不表明とする場合、完全な一組の財務諸表に含まれる個別の財務表に対して無限定意見を表明してはならないとされている。</p> <p>収支計算書は個別の財務表であるが、完全な一組の財務諸表を構成するものではない。しかしながら、財務諸表等は財産及び損益（正味財産増減）の状況を表すものであり、収支計算書は収入及び支出の内容を表すものであることから、財務諸表等の損益と収支計算書の収支は相互に関連しているものである。</p> <p>そのため、法人の完全な一組の財務諸表である財務諸表等に対する意見が否定的意見又は意見不表明である場合で、収支計算書に対して無限定意見を表明する場合には、慎重に検討する必要がある。</p> <p>《11. 収支計算書に対する監査のみを行う場合》</p> <p>32. 個別の財務表である収支計算書に対する監査のみを行い、法人の完全な一組の財務諸表である財務諸表等の監査を行わない場合には、監基報 805 に従い、財務報告の枠組みの受入可能性等を検討する。</p>	<p>《8. 監査報告書の配布又は利用制限》</p> <p>26. 財務諸表が特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されていることについての注意喚起に加えて、監査報告書が特定の利用者のみを想定しており、監査報告書に配布又は利用の制限を付すことが適切であると判断する場合には、適切な見出しを付してその旨を記載することが求められている（監基報 800 第 14 項）。</p> <p>27. 特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された収支計算書及びその監査報告書が、特定の利用者以外に配布又は利用された場合には、誤解を招くことがある。収支計算書は、飽くまでも内部管理のために作成されるものであり、他の目的には適合しないことがある旨の注意喚起だけでは、利用者の誤解を十分に回避できないと判断した場合には、配布又は利用制限を付すことが適切と判断することがある。</p> <p>《9. 監査報告書におけるその他の事項区分》</p> <p>28. 監査人が、一般目的の財務報告の枠組みに準拠して公益法人・一般法人が作成した同一事業年度の財務諸表に対しても監査報告書を発行している場合には、その旨を記載することがある。</p> <p>《10. 収支計算書に対する意見の表明》</p> <p>29. 法人の完全な一組の財務諸表である財務諸表等に対する監査に加え、収支計算書の監査を行う場合においては、財務諸表等に対する意見が否定的意見又は意見不表明である場合、収支計算書に対する監査意見の形成に当たり、留意することが重要である。</p> <p>30. 監基報 805 第 16 項及び監基研第 3 号 Q20 では、監査人は、完全な一組の財務諸表全体に対して否定的意見を表明する、又は意見不表明とする場合、完全な一組の財務諸表に含まれる個別の財務表に対して無限定意見を表明してはならないとされている。</p> <p>収支計算書は個別の財務表であるが、完全な一組の財務諸表を構成するものではない。しかしながら、財務諸表等は財産及び損益（正味財産増減）の状況を表すものであり、収支計算書は収入及び支出の内容を表すものであることから、財務諸表等の損益と収支計算書の収支は相互に関連しているものである。</p> <p>そのため、法人の完全な一組の財務諸表である財務諸表等に対する意見が否定的意見又は意見不表明である場合には、収支計算書に対して無限定意見を表明してはならないと考えられる。</p> <p>《11. 収支計算書に対する監査のみを行う場合》</p> <p>31. 個別の財務表である収支計算書に対する監査のみを行い、法人の完全な一組の財務諸表である財務諸表等の監査を行わない場合には、監基報 805 に従い、財務報告の枠組みの受入可能性等を検討する。</p>

新	旧
<p>《Ⅲ 監査報告書の文例》</p> <p>33. 法人の完全な一組の財務諸表である財務諸表等に対する監査を実施している場合であり、収支計算書は財務諸表等の重要な会計方針を前提として作成されている場合の監査報告書の文例を示すと以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>公益社団（財団）法人（注1） ○ ○ ○ ○ 理事長 ○ ○ ○ ○ 殿 （注2）</p> <p style="text-align: right;">○○○○公認会計士事務所 ○○県□□市 公認会計士 ○○○○ ○○○○公認会計士事務所 ○○県□□市 公認会計士 ○○○○ （注3） <u>（注4）</u></p> <p>監査意見</p> <p>私たち（注5）は、公益社団（財団）法人（注1）○○○○の×年×月×日から×年×月×日までの収支計算書及び収支計算書に対する注記（以下「収支計算書」という。）について監査を行った。</p> <p>私たち（注5）は、上記の収支計算書が、全ての重要な点において、注記X（注6）に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。</p> <p>監査意見の根拠</p> <p>私たち（注5）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち（注5）の責任は、「収支計算書の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち（注5）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち（注5）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>強調事項－収支計算書作成の基礎並びに配布及び利用制限（注7）</p> <p>注記X（注6）に記載されているとおり、収支計算書は、公益社団（財団）法人（注1）○○○○に関する収支の結果について○○に報告・開示するために注記X（注6）</p> </div>	<p>《Ⅲ 監査報告書の文例》</p> <p>32. 法人の完全な一組の財務諸表である財務諸表等に対する監査を実施している場合であり、収支計算書は財務諸表等の重要な会計方針を前提として作成されている場合の監査報告書の文例を示すと以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>公益社団（財団）法人（注1） ○ ○ ○ ○ 理事長 ○ ○ ○ ○ 殿 （注2）</p> <p style="text-align: right;">○○○○公認会計士事務所 ○○県□□市 公認会計士 ○○○○ <u>印</u> ○○○○公認会計士事務所 ○○県□□市 公認会計士 ○○○○ <u>印</u> （注3）</p> <p>監査意見</p> <p>私たち（注4）は、公益社団（財団）法人（注1）○○○○の×年×月×日から×年×月×日までの収支計算書及び収支計算書に対する注記（以下「収支計算書」という。）について監査を行った。</p> <p>私たち（注4）は、上記の収支計算書が、全ての重要な点において、注記X（注5）に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。</p> <p>監査意見の根拠</p> <p>私たち（注4）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち（注4）の責任は、「収支計算書の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち（注4）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち（注4）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>強調事項－収支計算書作成の基礎並びに配布及び利用制限（注6）</p> <p>注記X（注5）に記載されているとおり、収支計算書は、公益社団（財団）法人（注1）○○○○に関する収支の結果について○○に報告・開示するために注記X（注5）</p> </div>

新	旧
<p>に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、私たち（注5）の意見に影響を及ぼすものではない。</p> <p>本報告書は、公益社団（財団）法人（注1）〇〇〇〇のみを利用者として想定しており、公益社団（財団）法人（注1）〇〇〇〇以外に配布及び利用されるべきものではない。</p> <p>その他の事項（注8）</p> <p>公益社団（財団）法人（注1）〇〇〇〇は、上記の収支計算書のほかに、×年×月×日をもって終了する事業年度について、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠した財務諸表及びその附属明細書並びに財産目録（注9）を作成しており、私たち（注5）は、当該財務諸表等に対して、×年×月×日に別途、監査報告書を発行している。</p> <p><u>その他の記載内容（注10）</u></p> <p><u>その他の記載内容は、監査した収支計算書を含む開示書類に含まれる情報のうち、収支計算書及びその監査報告書以外の情報である。</u></p> <p><u>当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。</u></p> <p>収支計算書に対する理事者及び監事の責任</p> <p>理事者の責任は、注記X（注6）に記載された会計の基準に準拠して収支計算書を作成することであり、また、収支計算書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない収支計算書を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>収支計算書を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき収支計算書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。</p> <p>監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務執行を監視することにある。</p> <p>収支計算書の監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体として収支計算書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報</p>	<p>に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、私たち（注4）の意見に影響を及ぼすものではない。</p> <p>本報告書は、公益社団（財団）法人（注1）〇〇〇〇のみを利用者として想定しており、公益社団（財団）法人（注1）〇〇〇〇以外に配布及び利用されるべきものではない。</p> <p>その他の事項（注7）</p> <p>公益社団（財団）法人（注1）〇〇〇〇は、上記の収支計算書のほかに、×年×月×日をもって終了する事業年度について、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠した財務諸表及びその附属明細書並びに財産目録（注8）を作成しており、私たち（注4）は、当該財務諸表等に対して、×年×月×日に別途、監査報告書を発行している。</p> <p>収支計算書に対する理事者及び監事の責任</p> <p>理事者の責任は、注記X（注5）に記載された会計の基準に準拠して収支計算書を作成することであり、また、収支計算書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない収支計算書を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>収支計算書を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき収支計算書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。</p> <p>監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務執行を監視することにある。</p> <p>収支計算書の監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体として収支計算書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報</p>

新	旧
<p>告書において独立の立場から収支計算書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、収支計算書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 収支計算書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 理事者が継続組織を前提として収支計算書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において収支計算書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する収支計算書の注記事項が適切でない場合は、収支計算書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。 収支計算書の表示及び注記事項が、注記X（注6）に記載された会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。 <p>監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>利害関係 公益社団（財団）法人（注1）〇〇〇〇と私たち（注11）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>告書において独立の立場から収支計算書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、収支計算書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 収支計算書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 理事者が継続事業を前提として収支計算書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において収支計算書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する収支計算書の注記事項が適切でない場合は、収支計算書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。 収支計算書の表示及び注記事項が、注記X（注5）に記載された会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。 <p>監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>利害関係 公益社団（財団）法人（注1）〇〇〇〇と私たち（注9）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>

新	旧
<p>(注1) 一般社団（財団）法人の場合には、「一般社団（財団）法人」とする。</p> <p>(注2) 宛名については、理事会等、提出先に応じて決めることができる。</p> <p><u>(注3) 監査責任者が電子署名を行う場合には、監査報告書にその氏名を表示する。</u></p> <p>(注4) ① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明であるときには、以下とする。</p> <p>○ ○ 監 査 法 人 <u>○ ○ 県 □ □ 市</u> 指定社員 公認会計士 ○○○○ 業務執行社員 指定社員 公認会計士 ○○○○ 業務執行社員</p> <p style="text-align: right;"><u>(注3)</u></p> <p>② 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。</p> <p>○ ○ 監 査 法 人 <u>○ ○ 県 □ □ 市</u> 代表社員 公認会計士 ○○○○ 業務執行社員 代表社員 公認会計士 ○○○○ 業務執行社員</p> <p style="text-align: right;"><u>(注3)</u></p> <p>③ 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。</p> <p>○ ○ 有 限 責 任 監 査 法 人 ○ ○ 事 務 所 <u>(注12)</u> 指定有限責任社員 公認会計士 ○○○○ 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 ○○○○ 業務執行社員</p> <p style="text-align: right;"><u>(注3)</u></p> <p>(注5) 監査人が監査法人の場合には、「当監査法人」とする。</p> <p>(注6) 注記Xには、以下の記載があることを前提としている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本収支計算書は、公益社団（財団）法人○○○○が×年×月×日から×年×月×日までの期間において行った収支の状況について○○（利用者）に報告・開示するために、[内部規程等の名称]に定められている財務報告の枠組みに準拠して作成されている。</p> </div>	<p>(注1) 一般社団（財団）法人の場合には、「一般社団（財団）法人」とする。</p> <p>(注2) 宛名については、理事会等、提出先に応じて決めることができる。</p> <p>(注3) ① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明であるときには、以下とする。</p> <p>○ ○ 監 査 法 人 <u>○ ○ 事務所</u> 指定社員 公認会計士 ○○○○ <u>印</u> 業務執行社員 指定社員 公認会計士 ○○○○ <u>印</u> 業務執行社員</p> <p>② 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。</p> <p>○ ○ 監 査 法 人 <u>○ ○ 事務所</u> 代表社員 公認会計士 ○○○○ <u>印</u> 業務執行社員 代表社員 公認会計士 ○○○○ <u>印</u> 業務執行社員</p> <p>③ 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。</p> <p>○ ○ 有 限 責 任 監 査 法 人 ○ ○ 事 務 所 指定有限責任社員 公認会計士 ○○○○ <u>印</u> 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 ○○○○ <u>印</u> 業務執行社員</p> <p>(注4) <u>会計</u>監査人が監査法人の場合には、「当監査法人」とする。</p> <p>(注5) 注記Xには、以下の記載があることを前提としている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本収支計算書は、公益社団（財団）法人○○○○が×年×月×日から×年×月×日までの期間において行った収支の状況について○○（利用者）に報告・開示するために、[内部規程等の名称]に定められている財務報告の枠組みに準拠して作成されている。</p> </div>

新	旧
<p>監査報告書における適用される財務報告の枠組みの記述は、利用者に誤解を生じさせることなく、監査意見表明の判断基準について知らせることができるものである必要がある(監基報700のA28項)。</p> <p>法人が内部規程等で定めた収支計算書の財務報告の枠組みを、利用者が理解できるとともに利用可能である必要があるため、内部規程等に定めた財務報告の枠組みを注記に記載する必要がある。</p> <p>(注7) 収支計算書が、法人の内部管理目的のために注記Xに記載された会計の基準に従い作成されており、それ以外の目的には適合しないことがあることを、監査報告書の利用者に注意喚起するために強調事項区分を設けて記載する。</p> <p>文例は、監査報告書の配布及び利用が制限されている場合であり、配布及び利用が制限されていない場合には、見出しを「収支計算書作成の基礎」とするとともに、「本報告書は、公益社団(財団)法人(注1)〇〇〇〇のみを利用者として想定しており、公益社団(財団)法人(注1)〇〇〇〇以外に配布及び利用されるべきものではない。」を削除する。</p> <p>(注8) 財務諸表に対する監査を実施せず、収支計算書に対する監査のみを実施する場合には、削除する。</p> <p>(注9) 一般社団・財団法人の場合には、「並びに財産目録」を削除する。</p> <p><u>(注10) 監査人は、その他の記載内容は存在しないと判断している。</u></p> <p>(注11) 監査人が監査法人の場合には、「当監査法人又は業務執行社員」とする。</p> <p><u>(注12) 事業所の都市名を記載する場合は、「〇〇県〇〇市」のように記載する。</u></p> <p>《IV 収支計算書の表示チェックリスト》</p> <p>34. このチェックリストは、法人が内部規程等で定めた収支計算書の財務報告の枠組み(以下「会計の基準」という。)に従った収支計算書の監査を実施する上で、公益法人・一般法人が作成した収支計算書の様式等が、会計の基準に準拠しているか否かを確認するために使用するものである。</p> <p>なお、当該チェックリストは、第17項に記載の項目を内部規程等として法人が定めた場合で、かつ、法人の完全な一組の財務諸表の監査を行う場合を前提としており、それ以外の場合には、適宜修正が必要である。</p> <p style="text-align: center;"><u>法人名</u></p> <p style="text-align: center;"><u>事業年度 第 期 自 年 月 日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>至 年 月 日</u></p>	<p>監査報告書における適用される財務報告の枠組みの記述は、利用者に誤解を生じさせることなく、監査意見表明の判断基準について知らせることができるものである必要がある(監基報700のA28項)。</p> <p>法人が内部規程等で定めた収支計算書の財務報告の枠組みを、利用者が理解できるとともに利用可能である必要があるため、内部規程等に定めた財務報告の枠組みを注記に記載する必要がある。</p> <p>(注6) 収支計算書が、法人の内部管理目的のために注記Xに記載された会計の基準に従い作成されており、それ以外の目的には適合しないことがあることを、監査報告書の利用者に注意喚起するために強調事項区分を設けて記載する。</p> <p>文例は、監査報告書の配布及び利用が制限されている場合であり、配布及び利用が制限されていない場合には、見出しを「収支計算書作成の基礎」とするとともに、「本報告書は、公益社団(財団)法人(注1)〇〇〇〇のみを利用者として想定しており、公益社団(財団)法人(注1)〇〇〇〇以外に配布及び利用されるべきものではない。」を削除する。</p> <p>(注7) 財務諸表に対する監査を実施せず、収支計算書に対する監査のみを実施する場合には、削除する。</p> <p>(注8) 一般社団・財団法人の場合には、「並びに財産目録」を削除する。</p> <p>(注9) 監査人が監査法人の場合には、「当監査法人又は業務執行社員」とする。</p> <p>《IV 収支計算書の表示チェックリスト》</p> <p>33. このチェックリストは、法人が内部規程等で定めた収支計算書の財務報告の枠組み(以下「会計の基準」という。)に従った収支計算書の監査を実施する上で、公益法人・一般法人が作成した収支計算書の様式等が、会計の基準に準拠しているか否かを確認するために使用するものである。</p> <p>なお、当該チェックリストは、第17項に記載の項目を内部規程等として法人が定めた場合で、かつ、法人の完全な一組の財務諸表の監査を行う場合を前提としており、それ以外の場合には、適宜修正が必要である。</p>

新					旧						
番号	内容	回答欄			摘要	番号	内容	回答欄			摘要
		はい	いいえ	該当なし				はい	いいえ	該当なし	
	I 収支計算書に関する総括のためのチェックリスト						I 収支計算書に関する総括のためのチェックリスト				
1-1	会計の基準と収支計算書の表示及び開示を確かめたか。					1-1	会計の基準と収支計算書の表示及び開示を確かめたか。				
1-2	収支計算書の注記事項について監査調書と照合を行ったか。					1-2	収支計算書の注記事項について監査調書と照合を行ったか。				
1-3	収支計算書について検算を行ったか。					1-3	収支計算書について検算を行ったか。				
1-4	収支計算書（注記を含む。）相互間並びに収支計算書及び財務諸表相互間の突合を行ったか。					1-4	収支計算書（注記を含む。）相互間並びに収支計算書及び財務諸表相互間の突合を行ったか。				
1-5	収支計算書検討の結果、訂正又は加除すべき事項がある場合には、正しく訂正又は加除されていることを確かめたか。					1-5	収支計算書検討の結果、訂正又は加除すべき事項がある場合には、正しく訂正又は加除されていることを確かめたか。				
	II 収支計算書に関するチェックリスト 一般的事項						II 収支計算書に関するチェックリスト 一般的事項				
2-1	収支計算書に対する注記が記載されているか。					2-1	収支計算書に対する注記が記載されているか。				
2-2	収支計算書には、金額単位及び期間（日付）が表示されているか。					2-2	収支計算書には、金額単位及び期間（日付）が表示されているか。				
2-3	科目は、会計の基準に準拠しているか。					2-3	科目は、会計の基準に準拠しているか。				
2-4	【前期繰越収支差額を記載した場合】 前期繰越収支差額は、前事業年度の収支計算書の次期繰越収支差額と一致しているか。					2-4	【前期繰越収支差額を記載した場合】 前期繰越収支差額は、前事業年度の収支計算書の次期繰越収支差額と一致しているか。				
2-5	【予算額を記載し、対比して差異を記載した場合】 収支計算書は、予算額と決算額が対比して表示され、その差異が記載されているか。					2-5	【予算額を記載し、対比して差異を記載した場合】 収支計算書は、予算額と決算額が対比して表示され、その差異が記載されているか。				
2-6	【予算額を記載した場合】 予算額欄の科目及び金額が、当該収支予算書の科目及び金額と一致しているか。					2-6	【予算額を記載した場合】 予算額欄の科目及び金額が、当該収支予算書の科目及び金額と一致しているか。				
2-7	科目の区分は、会計の基準に従い、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分されているか。					2-7	科目の区分は、会計の基準に従い、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分されているか。				
2-8	収入と支出は、全て総額で表示されているか。もし、収入と支出を相殺表示しているものがある場合、その処理は妥当か。					2-8	収入と支出は、全て総額で表示されているか。もし、収入と支出を相殺表示しているものがある場合、その処理は妥当か。				
2-9	正味財産増減計算書に計上されている項目で資金の増減をもたらすもの（会費収入・給料手当等）は、収支計算書に計上されている金額と一致しているか。					2-9	正味財産増減計算書に計上されている項目で資金の増減をもたらすもの（会費収入・給料手当等）は、収支計算書に計上されている金額と一致しているか。				

